

# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等

全国精神障害者社会福祉事業者ネットワーク

代表 森 敏幸



# 全国精神障害者社会福祉事業者ネットワーク(全精福祉ネット)の概要

1. 設立年月日:平成21年9月1日

2. 活動目的及び主な活動内容:

当会は、精神障がい者を支援する全国の社会福祉事業者及び関係団体との連携協力を深め、諸活動を通じて精神障がい者の社会福祉の促進及び充実を図ることを目的に創設され、①精神障がい当事者を主軸に据えた政策の提言、②障がい当事者支援の質の向上や地域生活支援の充実に向けた取組、③地域で暮らす生活者としての権利の確立などを目標に掲げつつ現在まで活動をしている。

## 【主な活動内容】

- ・ 全国研修会及びブロック研修会の開催
- ・ 会員に向けた精神保健福祉等に係る制度・政策等の情報提供
- ・ 災害被災地の会員事業所等への支援
- ・ メールマガジンの発行
- ・ 他団体との連携、協力体制作り(精神保健福祉事業団体連絡会)

3. 会員事業所数 275事業所(3道府県組織を含む)

4. 団体代表 代表 森 敏幸

# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

## 1. 相談支援事業に関する意見について

### (1)「地域定着支援」「計画相談」について

- ・ 地域定着支援については、「常時の連絡体制の確保」を実施するには現行報酬では困難なことから見直しをしていただきたい。
- ・ 計画相談については、相談支援専門員の担当数に制限がなく、運営上一人あたり100名超を抱える事業所もある。介護支援専門員の標準担当件数が35名に見直された例からも、相談支援専門員の負担軽減となる報酬上の見直しをしていただきたい。

## 2. 就労支援(移行、継続A、継続B)に関する意見について

### (1)就労移行支援事業について

- ・ 就労移行支援事業については、新たな利用者の確保が困難な事業所も多くあることから、地域内のニーズに基づいた計画的な配置や、入口となるハローワークとの連携を強化するなど、事業が効果的に機能する仕組みを構築すべきである。

### (2)就労継続支援A型事業について

- ・ 就労継続支援A型事業については、一部に公的資金が営利目的に利用される事例や本来の在り方から逸脱する事例も散見され、平成27年より「適正化」に向けた動きとなったが、同様の事例は後を絶たない現状があることから更なる措置も必要。
- ・ 現在のハローワークの職業紹介の流れや障害者雇用率への算入状況、障害者就業・生活支援センターとの整合性から、同事業を障がい福祉サービスから切り離して「保護雇用」の場として再編してはどうか。

### (3)就労継続支援B型事業について

- ・ 精神障がい者の障害特性や通院等による利用実態を踏まえて、欠席時対応加算を月4日から月8日としていただきたい。
- ・ 日中活動支援の月マイナス8日の原則については、支援の実態を踏まえた算定とするよう見直しをしていただきたい。

## 3. 日中活動(地活など)に関する意見について

### (1)地域活動支援センターについて

- ・ 地域活動支援センターは市町村事業であるため、障がい理解の浅深の度合いにより市町村によって地域間格差が生じていることから、国による明確な設置基準を設ける必要がある。

### (2)自立訓練(生活訓練)事業について

- ・ 生活訓練事業の訪問型は、個別性の高いきめ細かな支援が必要とされるが、通所より単価が低いいため見直しが必要。また、生活訓練事業については訪問型のみでも事業運営が可能となるような仕組みを作っていただきたい。

## 4. 共同生活援助事業等の住まいの場に関する意見について

### (1)宿泊型生活訓練事業について

- ・ 宿泊型生活訓練は高い専門性が求められるため、専門職員の確保や支援の内容に見合った報酬の見直しをしていただきたい。
- ・ 有期限であるため空床が生じるが、長期入院者の地域移行を促進するための支援施設として有効に機能する仕組みにすべき。

### (2)共同生活援助事業について

- ・ 小規模のグループホームが安定的に運営できるよう報酬の見直しをしていただきたい。また、入居者の重度化、高齢化により、内部疾患等に対応するため、栄養士の栄養管理を評価する「栄養管理等加算」を創設していただきたい。

# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

## 1. 相談支援事業に対する支援の課題及び対処方策について

### (1)「地域定着支援」「計画相談」について

- 地域定着支援を実施するにあたっては、24時間365日の「常時の連絡体制の確保」が必要になるが、これを無理なく行うためには、職員6名程度で事業専用の携帯電話で対応(一人あたり月5日程度)する体制が必要である。対象者が一人であれば302単位なので1日100円程度の報酬にしかならず、いつ連絡が来るかも知れない緊張感や心理的拘束が伴う負担感を考えれば現行の報酬基準では事業に取り組む事業所は少ないと考えられることから、報酬のあり方の検討が必要である。(視点1)
- 今後、さらに国の施策として長期入院者の地域移行を進めるなかでの地域定着支援の役割は重要になると思われるが、日中の支援に加えて、休日や夜間帯の体制を事業として成り立つような仕組みが必要である。(視点2)
- 相談支援専門員の一人あたりの計画相談の件数が多すぎる現状として、特定相談支援事業所が増加しないことが理由に挙げられる。要因としては、報酬単価が低いことで相談支援専門員の確保が難しいことであり、事業所が計画相談のみで事業運営できる報酬単価の見直しが必要である。(視点1)
- 計画相談は福祉サービスを受ける利用者のケースマネジメントとして重要な役割を担っているが、無理なく事業が成り立つような報酬の在り方に加えて、相談支援専門員の充足が不可欠であることから養成研修の機会を増やすことが望まれる。(視点1)

## 2. 就労支援(移行、継続A、継続B)の課題及び対処方策について

### (1)就労移行支援事業について

- 現行の就労移行支援事業の課題としては、就労移行支援事業所数の地域ニーズとのバランスの格差やハローワークとの連携が十分に機能していないことが挙げられるが、地域によってはニーズを上回る事業所が存在したり、ハローワークの障害者雇用先の紹介がA型事業所に集中している例もみられるなど、一般就労に向けた支援策が十分に機能していない現状があることから、入口から出口までが効果的に機能するような仕組みが求められる。(視点2)

### (2)就労継続支援A型事業について

- 就労継続支援A型事業所における適正な運営を図るため、既に指定基準等の見直しが行われたところであるが、ある地域のA型事業所では、最低賃金が支給出来る生産活動を行っていないのに監督官庁からは口頭指導のみであったこと。特定求職者雇用開発助成金を受給している事業所が利用者に嫌がらせ等を行い一定期間で退職に至らせる事例など、本来の事業目的から逸脱する事業所が未だ散見されている。制度の根幹を揺るがすこうした事例については、監督官庁の強い指導の下、指定取り消し等の厳格な措置で臨むべき。(視点3)
- 平成26年6月の国の資料によると、ハローワークの障害者の職業紹介状況は新体系事業が開始された平成18年から平成26年にかけて2倍近くの84,602件となっており、そのうち精神障がい者の増加率は9年間で3.4倍となるなど、全体の40.8%を占めている。また、新規求職申込者数は約1.7倍と増加傾向にある。障害者雇用状況としては民間企業の実雇用率1.82%、法定雇用率を達成

している企業が44.7%とし、平成25年4月に引き上げた法定雇用率(2.0%)には届かないものの、障害者雇用数は過去11年で過去最高で「障害者雇用は着実に進展」としている。しかしながら、この雇用実績には、障害福祉サービスである就労継続支援A型が含まれている。幾つかの県の例を挙げると、労働局把握の障害者雇用数のうちのA型の割合は、K県が53.6%、G県が48.9%で、F県が45.2%となっている。(視点3)

- 既述のように、就労継続支援A型事業が障害者雇用率に算入されている実状もあり、一定の労働者性の下で福祉的支援を受けながら就労をしており、現行制度での障害者就業・生活支援センターなどとの整合性を図る観点からも、障害福祉サービスから切り離して、労働財源による「保護雇用の場」として制度的な見直しをすべきである。将来的には、我が国が批准しているILOの条約や第99号勧告を遵守できる制度として整理すべきと考える。(視点3)

### (3) 就労継続支援B型事業について

- 精神保健福祉事業団体連絡会による別紙「参考資料：(1)精神障がい者支援事業所の利用状況に係る緊急調査」(サンプリングとしては少ないが、利用率においては旧法時期の他団体が実施した大規模調査と大きな差異はない)から、就労継続支援B型事業所によるそれぞれの平均は①定員21名、②登録者数29.4名、③登録者平均利用率59.6%、④定員平均利用率が80.5%となっているが、精神障がい者の障害特性や通院等の理由から実質的な平均利用率は6割に留まっている。新体系事業によって三障害一元化とはなったが、障がいによる格差が運営面からも顕在化しており、現行の欠席時対応加算月4日は8割程度の利用率を基準にしたものと思われることから、利用率6割を基準とした月8日に見直しをいただきたい。(視点1)
- 同資料の「(2)精神障がい者支援事業所の利用状況に係る緊急調査(就労継続支援B型事業)」では、定員の規模は20名が最も多く半数以上を占めるが、平均の登録者は定員の1.4倍(定員割れの事業所も含む)と、他の障がいと比べて実際に支援している利用者が多い実状がある。とくに重度の利用者については生活支援を含めて月22日を超えて支援する場合もあることから、現行の日中活動支援の月マイナス8日の原則の見直しをお願いしたい。(視点2)

## 3. 日中活動(地活など)の課題及び対処方策について

### (1) 地域活動支援センターについて

- K市では地域活動支援事業を廃止する方向であり、実際に一部の事業所を除いて国庫事業(就労継続支援B型等)の移行を進められた。K市在住の方が地域活動支援事業を利用するために近隣の市町村にある事業所を利用されているケースもある。とくに精神障がい者は日中の居場所を求めるニーズも多く、憩いの場やピア活動などを実施する地域活動支援センター事業の役割は重要である。しかしながら市町村事業であるため、当該事業の設置判断はその自治体の判断に委ねられており、精神障がい者の福祉的な理解度は、制度面での歴史的経緯もあって市町村による浅深の度合いは否めず、全国的な地域間格差が生じている。障がい当事者がどこに住んでも同じ福祉サービスが等しく受けられるべく、国が主導して進めいただきたい。(視点2)

## (2) 自立訓練(生活訓練)事業について

- 訪問型生活訓練には、一対一での個別対応で幅広い支援が必要となってくるにもかかわらず、通所に比べ、単価が低い。利用者の都合で不在となったりして支援ができなくなったり、何度も訪問する事になる場合がある。精神科の訪問看護に比べ単価が低く精神科訪問看護は、90分を超えると520点の加算が、複数訪問には450点の加算が認められていることから、訪問型生活訓練にも同様の加算の考え方を検討していただきたい。(視点1)
- 引きこもりや通所支援が困難な重度の精神障がい者等の効果的な支援策としてのアウトリーチ事業として、訪問型の生活訓練事業が有効と思われ、単独でも事業運営できるよう事業の仕組みを見直していただきたい。(視点2)
- 医療観察法対象であった利用者は、宿泊型利用に関しては単価の加算が認められているが、通所型生活訓練には認められていないので、通所型生活訓練事業を利用する場合の加算を検討していただきたい。(視点2)

## 4. 共同生活援助事業等の住まいの場に対する支援の課題及び対処方策について

### (1) 宿泊型自立訓練事業について

- 宿泊型生活訓練事業で精神障がい者を支援するには高い専門性が求められることから専門職員は必置とし、一定の配置基準に基づいた報酬算定としていただきたい。また、空床でショートステイを実施する際に職員を配置する必要があるが、職員の夜勤手当に見合う報酬が十分に担保されていないので見直しをお願いしたい。(視点1)
- 宿泊型生活訓練事業は有期限であり、待機者が少ないため空床が生じている。第5期障害福祉計画等に係る国の基本方針の平成32年度末までの目標の見直しによる長期入院者の地域移行を促進する観点からも、有効に機能する社会資源として活用出来る仕組みを整えていただきたい。(視点2)

### (2) 共同生活援助事業について

- 国はグループホームの大規模減算の施策をとっているが、現行の報酬単価では小規模のグループホームの運営は人件費等を賄うのが困難で経営的に安定させにくい。小規模のグループホームの設置が促進できるよう報酬加算を見直していただきたい。(視点2)
- 最近のグループホームでは、重度障がい者や高齢障がい者の入居する割合が徐々に高まりつつある。こうした重度・高齢障がい者の中には、本来の障がいに加えて、内部疾患等に罹患している方々も多く、生活障害への支援に加えて、介護や栄養管理を含めた食事管理を必要とするケースが増加しつつある。しかしながら、多くの事業所においては、栄養管理・食事管理ができるスタッフがいないことで、やむなく住み慣れた事業所を退居せざるを得ない入居者が増えている。こうした課題に対応するためには、栄養管理を含めた食事管理に専門的な知識を有した栄養士などの職員を確保する必要があることから、共同生活援助事業における栄養管理等加算を創設していただきたい。(視点2)

# (参考資料)

## (1) 精神障がい者支援事業所(個別給付事業)の利用状況に係る緊急調査

(平成29年6月30日集計)

|            | 参考数(N) | 定員<br>[A] |       |       | 登録者数<br>[B] |       |       | 延べ人数<br>[C] |        |        | 開所日数<br>[D] |       |       | 登録者平均利用率<br>[E=C÷(B×D)] |         |        | 定員平均利用率<br>[F=C÷(A×D)] |         |        |
|------------|--------|-----------|-------|-------|-------------|-------|-------|-------------|--------|--------|-------------|-------|-------|-------------------------|---------|--------|------------------------|---------|--------|
|            |        | 平均        | 最大    | 最小    | 平均          | 最大    | 最小    | 平均          | 最大     | 最小     | 平均          | 最大    | 最小    | 平均                      | 最大      | 最小     | 平均                     | 最大      | 最小     |
| 生活介護       | 14     | 16.57     | 24.00 | 8.00  | 19.36       | 44.00 | 6.00  | 224.43      | 437.00 | 73.00  | 24.00       | 30.00 | 20.00 | 52.71%                  | 90.15%  | 30.42% | 55.93%                 | 93.75%  | 34.83% |
| 自立訓練(生活訓練) | 28     | 16.46     | 40.00 | 6.00  | 15.86       | 35.00 | 6.00  | 214.18      | 515.00 | 10.00  | 23.25       | 31.00 | 20.00 | 59.96%                  | 100.98% | 3.33%  | 57.26%                 | 114.65% | 3.33%  |
| 就労移行支援     | 11     | 9.18      | 20.00 | 6.00  | 7.09        | 16.00 | 3.00  | 108.36      | 181.00 | 23.00  | 21.73       | 25.00 | 20.00 | 78.64%                  | 106.67% | 7.19%  | 59.28%                 | 94.44%  | 9.58%  |
| 就労継続支援A型   | 5      | 17.00     | 21.00 | 10.00 | 20.40       | 33.00 | 6.00  | 306.60      | 431.00 | 112.00 | 24.20       | 30.00 | 20.00 | 64.35%                  | 88.89%  | 31.19% | 69.14%                 | 101.90% | 46.79% |
| 就労継続支援B型   | 81     | 21.01     | 42.00 | 10.00 | 29.35       | 82.00 | 10.00 | 370.22      | 928.00 | 100.00 | 22.00       | 30.00 | 19.00 | 59.57%                  | 88.50%  | 33.90% | 80.46%                 | 122.50% | 29.50% |
| 総 合        | 139    | 18.57     | 42.00 | 6.00  | 23.54       | 82.00 | 3.00  | 301.09      | 928.00 | 10.00  | 22.51       | 31.00 | 19.00 | 60.64%                  | 106.67% | 3.33%  | 71.23%                 | 122.50% | 3.33%  |

調査団体：精神保健福祉事業団体連絡会(精事連)

## (2) 精神障がい者支援事業所の利用状況に係る緊急調査(就労継続支援B型事業)

定員

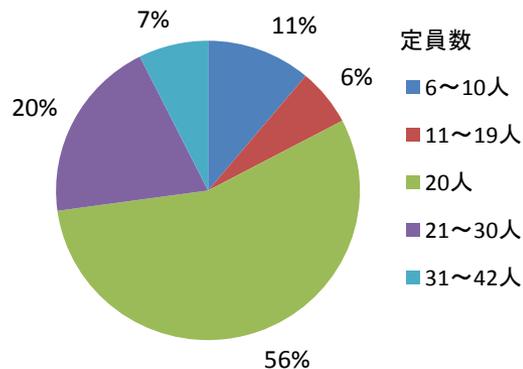


図1 登録者数

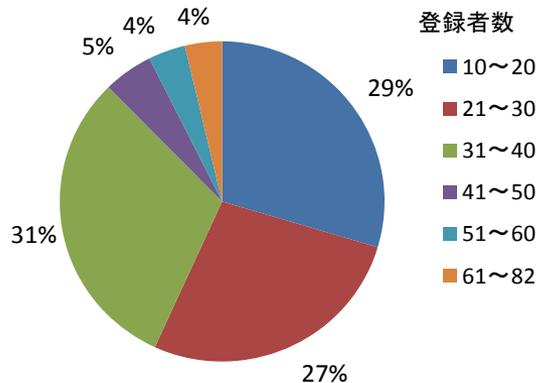
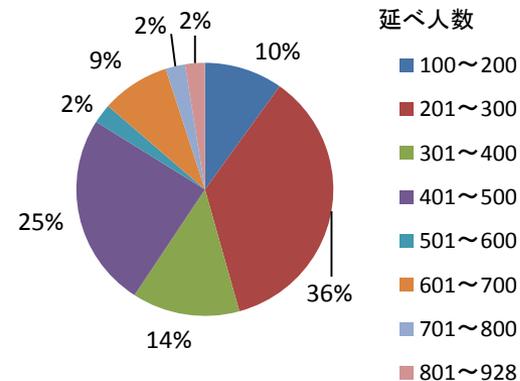


図2 延べ人数



4月開所日数

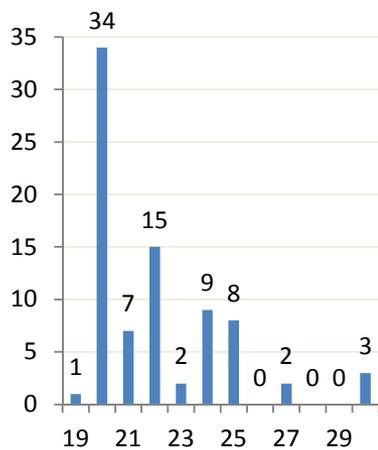


図4 登録者平均利用率

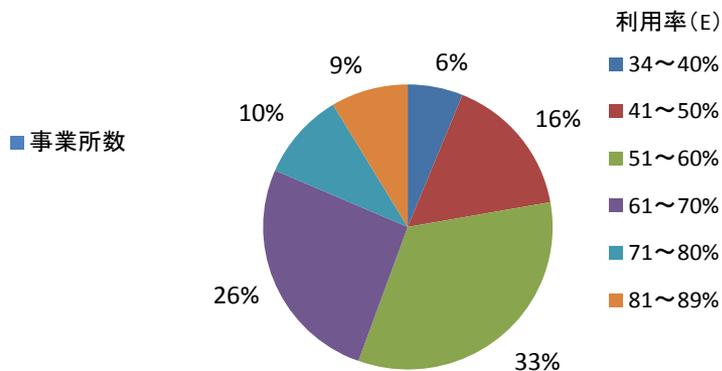


図5 定員平均利用率

